

那覇市第一牧志公設市場条例制定について

那覇市第一牧志公設市場条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

令和 5 年度で宇栄原公設市場を廃止したことにより、本市が設置する公設市場が第一牧志公設市場のみとなったことから、これまでの那覇市公設市場条例の全部を改正し、那覇市第一牧志公設市場の管理に関する事項を定めるため、この案を提出する。

那覇市第一牧志公設市場条例

那覇市公設市場条例(1963年那覇市条例第13号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 市民の消費生活の利便性の向上及び中心商店街の活性化を図るとともに、沖縄の食文化を継承し、発展させ、及び観光地としての那覇の魅力を向上させるため、那覇市第一牧志公設市場(以下「市場」という。)を設置する。

(位置)

第2条 市場の位置は、那覇市松尾2丁目10番1号とする。

(市場の構成)

第3条 市場に、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 店舗
- (2) 倉庫
- (3) 作業室
- (4) 事務室
- (5) 多目的室
- (6) 調理体験室
- (7) オープンスペース

(利用することができるものの範囲)

第4条 店舗を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に住所を有する者
 - (2) 本市を本店又は支店の所在場所とする登記をしている法人
- 2 倉庫及び作業室を利用することができる者は、第8条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の許可(店舗に係るものに限る。)を受けている者(以下「店舗利用者」という。)とする。
- 3 事務室を利用することができるものは、店舗利用者が組織する団体とする。

(営業をすることができない日及び営業をすることができる時間帯)

第5条 次に掲げる日には、店舗において営業をすることができない。ただし、市長が必要と認めて定める場合にあつては、この限りでない。

- (1) 毎月(12月を除く。)の第4日曜日

(2) 1月1日から1月3日までの日

2 店舗において営業をすることができる時間帯は、午前8時から午後10時までとする。

(多目的室等を利用することができる日及び時間帯)

第6条 多目的室等(多目的室、調理体験室及びオープンスペースをいう。以下同じ。)を利用することができる日は、前条第1項各号に掲げる日以外の日とする。

2 多目的室等を利用することができる時間帯は、午前9時から午後10時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、多目的室等を利用することができる日及び時間帯を臨時に変更することができる。

(入場の制限等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、市場への入場を拒み、又は市場からの退去を指示することができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者

(2) 建物、設備又は備品を損傷し、又は滅失するおそれのある者

(3) 伝染性の疾患がある者又はそのおそれがある者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可等)

第8条 第3条各号に掲げる施設を利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

3 前2項の規定は、店舗等(店舗、倉庫、作業室及び事務室をいう。以下同じ。)に係る第1項(この項において準用する場合を含む。)の許可を受けたものが、当該許可に係る期間の満了後、引き続き当該店舗等を利用しようとする場合について準用する。

4 市長は、第2項(前項において準用する場合を含む。)の申請があったときは、規則で定めるところにより、利用許可(第1項(前項において準用する場合を含む。))の許可をいう。以下同じ。)を行うものとする。

5 市長は、利用許可に管理上必要な条件を付することができる。

(店舗等に係る利用許可の特例)

第9条 市長は、店舗等に係る利用許可をする場合には、次に掲げる事項を指定しなければならない。

(1) 当該利用許可が効力を生ずる日及び効力を失う日

(2) 店舗、倉庫又は作業室に係る利用許可にあつては、当該利用許可に係る区画及びその面積

2 店舗等に係る利用許可が効力を失う日は、当該利用許可が効力を生ずる日から起算して2年を越えない範囲内でなければならない。

3 市長は、利用許可をした後においても、必要があると認めるときは、第1項の規定により指定した事項を変更することができる。

(開業時の原状変更の許可)

第10条 店舗利用者は、開業に当たって店舗の原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた店舗利用者は、店舗の原状を変更した後、速やかに、その旨を市長に報告し、その検査を受けなければならない。

(使用料)

第11条 利用者(利用許可を受けたものをいう。以下同じ。)は、利用許可を受けた施設の利用に係る使用料を納付しなければならない。

2 店舗等の利用に係る使用料は別表第1により算定した額とし、多目的室等の利用に係る使用料は別表第2により算定した額(空調設備を利用する場合にあつては、その額に別表第3により算定した額を加算した額)とする。

3 店舗等の利用に係る使用料は、次の各号に掲げる月分を、当該各号に定める日までに納付しなければならない。

(1) 次号に掲げる月以外の月 その月の10日(その日が本市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い本市の休日でない日)

(2) 第8条第1項前段の許可を受けた日の属する月(その日が月の初日である月を除く。) 市長が定める日

4 多目的室等の利用に係る使用料は、当該多目的室等を利用する前に納付しなければならない。

(使用料の免除)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、店舗等の使用料の全部又は一

部を免除することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより多目的室等の利用に係る使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催する事業に利用する場合
 - (2) 本市が共催する事業に利用する場合
 - (3) 公共団体又は公共的団体等が公用又は公共の目的で利用する場合
 - (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育目的のために利用する場合
 - (5) 構成員の半数以上が高校生以下の団体が利用する場合
 - (6) 構成員の半数以上が満65歳以上の団体が利用する場合
 - (7) 構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する場合
 - (8) 商店街振興組合、通り会その他の市長が認める団体が利用する場合
 - (9) その他市長が特別の理由があると認める場合
- (使用料の還付)

第13条 既に納付された使用料は、これを還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定による免除その他の理由により過誤納が生じたときは、当該過誤納となった額を還付するものとする。

(費用負担)

第14条 店舗等の利用者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 店舗等において利用する電気、水道及び下水道の使用に要する費用
- (2) 共用部分の電気の使用に要する費用

(利用許可の制限)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしない。

- (1) 利用許可を受けようとする者が、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 利用許可を受けようとする者が、市場の建物、設備若しくは備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 利用許可を受けようとする者が、次条第1項又は第2項(第8号を除く。)の規定により利用許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者であるとき。

- (4) 利用許可を受けようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員の利益になると認められるとき。
- (6) 市場の管理又は運営に支障があるとき。
- (7) その他市長が不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第16条 市長は、利用者(第1号及び第2号にあっては、店舗利用者)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可(第1号及び第2号にあっては、当該店舗利用者に係る店舗、倉庫及び作業室の利用許可)を取り消さなければならない。

- (1) 利用許可を受けた日の翌日から起算して30日以内(特別の事情があると市長が認める場合にあつては、市長が定める期間内)に、営業許可(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の許可をいう。次号において同じ。)を受けていないとき、又は店舗において営業を開始しないとき。
- (2) 営業許可を取り消されたとき。
- (3) 利用者が暴力団又は暴力団員であることが判明したとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員に利益を供与したとき。

2 市長は、利用者(第6号にあっては、店舗利用者)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 使用料その他この条例による利用者の義務に属する費用を納期限までに納付しないとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (5) 市場の建物、設備若しくは備品を損傷し、又は滅失したとき。
- (6) 店舗において15日以上営業したことを立証できない月が通算して3月に達したとき。
- (7) 管理に支障を及ぼしたとき。
- (8) 災害その他のやむを得ない事由により施設の利用ができなくなったとき。

3 前2項の規定による利用許可の取消し若しくは変更又は利用の制限若しくは停止によって利用者に損失が生じても、本市は、その責めを負わないものとする。

(特別の設備)

第17条 利用者は、施設の利用に当たって特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の権利の譲渡等の禁止)

第18条 利用者は、施設の利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(現状変更の禁止)

第19条 店舗利用者は、店舗において営業を開始した後に店舗の現状に変更を加えてはならない。ただし、市長の許可があった場合は、この限りでない。

2 第10条第2項の規定は、前項ただし書の許可があった場合について準用する。

(店舗の休業の許可)

第20条 店舗利用者は、引き続き30日以上店舗における営業を休止しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用者の義務)

第21条 利用者は、善良な管理者の注意をもって施設を利用しなければならない。

2 利用者は、利用許可を受けた施設内の現金及び物品について、自らの責任において、出納し、及び保管しなければならない。

3 店舗利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 店舗における営業を開始したとき。

(2) 住所(法人である場合にあっては、所在地)又は電話番号を変更したとき。

(3) 店舗における営業に従事する者に変更があったとき。

4 店舗利用者は、店舗において、はえ、ごきぶり、ねずみ等が発生しないように店舗を清潔に保ち、かつ、それらが発生した場合には、直ちに駆除しなければならない。

(報告徴収、立入検査等)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、利用者に対し、市場の利用の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 市長は、管理上必要があると認めるときは、その職員に施設内に立ち入り、必要な検査若しくは調査を行わせ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(原状回復の義務)

第23条 利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちに、自己の費用で施設を原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。

(物件の搬出及び撤去)

第24条 市長は、施設の利用を終了した利用者に対し、市場に放置された物件の搬出又は撤去を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により搬出又は撤去を命じようとする場合において、当該搬出又は撤去を命ずべきものを確知することができない場合は、自ら市場に放置された物件を収容し、又は処分することができる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の那覇市公設市場条例(付則第5項において「改正前条例」という。)第3条第1項又は第2項の許可を受けている者は、この条例の施行の日において利用許可を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により店舗に係る利用許可を受けたものとみなされる者については、新たに第8条第1項前段の許可を受けようとする場合を除き、第4条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。
- 4 当分の間、付則第2項の規定により店舗に係る利用許可を受けたものとみなされる者であって、この条例の施行の際現に食品衛生法第54条に規定する営業をして

いないものについては、第16条第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

- 5 付則第2項に定めるもののほか、この条例の施行前に改正前条例の規定によりされた許可その他の処分は、改正後の那覇市第一牧志公設市場条例の相当規定によりされた許可その他の処分とみなす。

別表第1(第11条関係)

施設	1平方メートル当たりの月額
1階の店舗の屋外の敷地部分	1,500円
1階の店舗の屋内部分	5,500円
2階の店舗	3,900円
倉庫	660円
作業室	2,400円
事務室	2,400円

備考

- 1 使用料の算定に用いる施設の面積に小数点第3位以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 月の中途において利用許可の期間が開始し、又は終了する場合の当該月分の使用料の額は、日割りにより算定して得た額とする。
- 3 算定した額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2(第11条関係)

施設	1時間当たりの金額
多目的室大	800円
多目的室小	400円
調理体験室	700円
3階のオープンスペースのうちエレベーターの前の部分	500円
3階のオープンスペースのうち多目的室大の前の部分	200円
3階のオープンスペースのうち多目的室小の前の部分	100円

3階のオープンスペースのうち調理体験室の前の部分	200円
--------------------------	------

備考 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として利用する場合における使用料の額は、この表に掲げる金額に1.5を乗じて得た額とする。

別表第3(第11条関係)

空調設備を利用する施設	1時間当たりの金額
多目的室大	100円
多目的室小	100円
調理体験室	200円